

中遠調理師専門学校学則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この専門学校は、中遠調理師専門学校という。

(位置)

第2条 中遠調理師専門学校は、静岡県御前崎市池新田3891番地におく。

(目的)

第3条 ① 調理師科（高等課程）

中遠調理師専門学校は教育基本法に則り、学校教育法に従い、併せ調理師法に従い、調理師に必要な知識、技術ならびに指導者としての一般教養を教授することにより、高度に教育された調理師を養成することを目的とする。

② 調理師科（専門課程）

中遠調理師専門学校は教育基本法に則り、学校教育法に従い、併せ調理師法に従い、調理師に必要な食物栄養に関する専門的理論と技術ならびに指導者として相応しい一般教養を授け人格の陶冶を期し、有能な調理師を養成することを目的とする。

③ 調理師科（一般課程）

中遠調理師専門学校は教育基本法に則り、学校教育法に従い、併せ調理師法に従い、調理師に必要な学術知識を教授し、職業人としての調理師を養成し、地域社会の食生活の改善とその普及を図り、併せて人格の陶冶することを目的とする。

(課程、修業年限等)

第4条 課程名、学科名、昼夜の別、修業年限、総定員および入学資格は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	総定員	入学資格
高等課程	調理師科	昼	3年	60名	中学卒業
専門課程	調理師科	昼	2年	40名	高校卒業又は同等
一般課程	調理師科	夜	1.5年	60名	中学卒業

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 本校の学年は

調理師科 昼間部 4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

夜間部 4月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(学期)

第6条 学期は次のとおりとする。

調理師科

昼間部

前期 4月1日～9月30日までとする。

後期 10月1日～翌年3月31日までとする。

夜間部

前期 4月1日～9月30日までとする。

中期 10月1日～翌年3月31日までとする。

後期 4月1日～9月30日までとする。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし校長が必要と認めた場合は休業日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 土、日曜日

(3) 夏期休業 7月26日～8月31日まで

調理師科夜間部

8月11日～8月31日まで

(4) 冬期休業 12月24日～1月6日まで

(5) 春期休業 3月21日～4月 5日まで

(6) その他

(始業、終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

昼間部 9時 ～ 15時 40分まで

夜間部 18時 ～ 20時 50分まで

第 3 章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は別表による。

第 4 章 成績の評価、教育課程の終了及び

卒業の認定

(成績の評価)

第10条 成績の評価については、学習指導要領に基づいて別に定める

(認定の基準)

第11条 本校の教育課程の終了又は卒業は、所定の課程を修了したものについて学習評価の上認める。

(卒業証書等の授与)

第12条 校長は、所定の課程を修了したと認めたものには、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を与える。

2. 必要により校長は、所定の課程の一部を修了したと認めたものには、当該課程の名称及び修業年限を記入した修了証書を与えることがある。

第 5 章 入学、退学、転学、転科 及び休業

(入学)

第13条 本校に入学しようとする者は、学校所定の入学手続きをしなければならない。

(退学及び転学)

第14条 退学又は転学、転科しようとする者は、その理由を付して保護者連署の上校長に願い出なければならない。

2 前項の転科願があったときは、校長は特別な理由があると認め、かつ転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに許可することができる。

(転学の受入れ)

第15条 他の専修学校から転学を希望する者がいるときは、校長は欠員のある場合に限り、在学証明書及び指導要領の写しの送付を求めて転学を許可することができる。

(休学)

第16条 校長は、病気その他やむを得ない理由により1ヶ月欠席し、なお2ヶ月以上欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合には、2年以内に限り休学を許可することができる。

2. 校長は教育上必要があると認めたときは、1年以内に限り休学を命ずることができる。尚、必要に応じ延長することができる。
3. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(留年)

第17条 校長は、休学、その他の理由により所定の単位を修得せず、進級させがたい場合、留年措置をとることができる。

第 6 章 職員組織

(職員組織)

第18条 本校には、校長、教員、補助教員、講師、助手及び事務職員を置く。

2. 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第 7 章 授業料、入学検定料、入学料
施設実習費及び その他の費用

(授業料)

第19条 授業料、入学金及び施設実習費は、次のとおりとし
その他の費用も別に定めるとおり、入学者は、期限を守り
納入しなければならない。

2 正当な理由がなく、授業料等納入金を期日までに納入しない者に
対しては、保護者または、保証人に督促し 尚、納入しない場合は、
除籍することもある。

第20条 授業料、施設費、実習教材費は、次のとおりとする。

高等課程

	高等1年	高等2年	高等3年
授業料	462,000	462,000	462,000
施設費	144,000	144,000	144,000
実習教材費	175,000	175,000	140,000
合 計	781,000	781,000	746,000

専門課程

一般課程

	1年	2年	1.5年
授業料	486,000	486,000	486,000
施設費	144,000	144,000	144,000
実習教材費	204,000	204,000	216,000
合 計	834,000	834,000	846,000

2 入学時または在学中に8単位以下の履修証明の提出、30時間 1単位 7500円の減免
とする。

(入学検定料)

第21条 入学を志願する者は、入学検定料20,000円を納付しな
ければならない。

(入学料)

第22条 入学金は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	金額
高等課程	調理師科	昼	100,000円

専門課程	調理師科	昼	100,000円
一般課程	調理師科	夜	100,000円

2 以下の者は、入学金を減免する

- (1) 協定を結んだ高校の推薦で夜間部一般課程に受け入れたダブルスクール生
- (2) 協定を結んだ各種学校等の推薦にあてはまる生徒
- (3) 兄弟姉妹の在学による生徒

(返還)

第23条 返還は3月31日までに入学辞退の意思表示をした者に対して、原則として授業料等及び施設実習費（入学検定料及び入学金を除く）の返還に応じる。ただし、期日以降納入された授業料の返還には、応じない。

第 8 章 賞 罰

(ほう賞)

第24条 校長は他の生徒の模範となる者をほう賞することができる。

(懲 戒)

第25条 校長は教育上必要であると認めた場合には、生徒に対し懲戒を行うことができる。ただし、退学は次号に該当するもので改善の見込みがないものに対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良と認められる者
- (2) 学力劣等で学習意欲のない者
- (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者

第 9 章 調理師免許の申請

(免許の申請)

第26条 調理師科において調理師法施行規則第6条第1号に定める教科科目及び授業時間数を履修し卒業認定をうけた者で免許申請基準に達した者は、調理師免許の申請をすることができる。
基準は、総合評価と実技評価によるものとする。

第 10 章 雑 則

(健康診断)

第27条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

第28条 この学則の実施に関し、必要な細則は校長が別に定める。

附 則

この学則は昭和51年4月1日から実施する。

この学則は昭和56年4月1日から実施する。

この学則は昭和57年4月1日から実施する。

この学則は昭和61年4月1日から実施する。

この学則は昭和63年4月1日から実施する。

この学則は平成2年4月1日から実施する。

この学則は平成3年4月1日から実施する。

ただし一般課程家政学科（昼）においては、第4条の規定にかかわらず、平成3年度以降は、新たな入学者を受け入れない。

この学則は平成4年4月1日から実施する。

この学則は平成8年4月1日から実施する。

この学則は平成10年4月1日から実施する。

この学則は平成12年4月1日から実施する。

この学則は平成16年4月1日から実施する。

この学則は平成20年4月1日から実施する。

この学則は平成22年4月1日から実施する。

この学則は平成24年4月1日から実施する。

この学則は平成27年4月1日から実施する。

ただし、平成26年度以前の入学者については、尚、従前の第9条の規定を適用する。

この学則は平成28年4月1日から実施する。

ただし、第20条、第22条の規定にかかわらず、平成27年度以前の入学者については、尚、従前の例による。

この学則は平成29年4月1日から実施する。

ただし、平成28年度以前の入学者については、尚、従前の第9条の規定を適用する。

この学則は平成30年4月1日から実施する。

ただし、一般課程の平成30年度入学者については、尚、従前の第20条の規定を適用する。

この学則は平成31年4月1日から実施する。

ただし、平成30年度以前の入学者については、尚、従前の課程表規定を適用する。

この学則は令和6年4月1日から実施する。

ただし、令和5年度以前の入学者については、尚、従前の課程表規定を適用する。

教科課程別 総授業時間数

(1)修業期間

昼間部、専門課程	調理師科	2年
昼間部、高等課程	調理師科	3年
夜間部、一般課程	調理師科	1年6ヶ月

(2)専門課程調理師科 教科課程内訳 別表1

規定教科科目		規定時間	専門課程	
			2年制	
			1年生	2年生
専門教科	食生活と健康	90	30	60
	食品と栄養の特性	150	90	60
	食品の安全と衛生 (実習)	150	90	60
		(30)	(30)	
	調理理論と食文化概論	180	90	90
	調理実習	300	150	150
	総合調理実習	90	30	60
小計		960	480	480
一般教科	国際コミュニケーション	60	30	30
	情報実習	60	30	30
	食育教育	60	30	30
	調理菓子技術実習	180	90	90
	ビジネスマナー	60	30	30
	高度技術実習	60	60	
	食品加工	120	120	
	インターンシップ	150		150
小計		750	390	360
		1710	870	840

(3)一般課程調理師科 教科課程内訳

別表2

規定教科科目	規定時間	一般課程調理師科
		授業時間
食生活と健康	90	90
食品と栄養の特性	150	150
食品の安全と衛生 (実 習)	150 (30)	150 (30)
調理理論と食文化概論	180	180
調理実習	300	300
総合調理実習	90	90
合 計	960	960

規定教科科目		規定単位	規定時間	授業時間数			
				合計	1学年	2学年	3学年
専門教科	食生活と健康	3	105	105	35	35	35
	食品と栄養の特性	5	175	175	70	70	35
	食品の安全と衛生	5	175	175	70	35	70
	食品の安全と衛生実習	(1)	(35)	(35)			(35)
	調理理論と食文化概論	6	210	210	70	105	35
	調理実習	9	315	315	105	105	105
	総合調理実習	3	105	105	35	35	35
小 計		31	1085	1085	385	385	315
普通教科	国 語	2	70	70	35	35	
	社 会	2	70	70	35	35	
	数 学	2	70	70	35	35	
	理 科	2	70	70	35		35
	コミュニケーション英語	3	105	105	35	35	35
	情 報 実 習	3	105	105	35	35	35
	保健体育	3	105	105	35	35	35
	芸 術	3	105	105	35	35	35
	家 庭	1	35	35		35	
小 計		21	735	735	280	280	175
調理菓子技術実習		5	175	175	70	35	70
ビジネスマナー		2	70	70		35	35
インターンシップ		4	140	140			140
総合的な学習		3	105	105	35	35	35
特別活動		3	105	105	35	35	35
合 計		69	2415	2415	805	805	805

(注) 1単位は、35単位時間(1単位時間は50分)である。